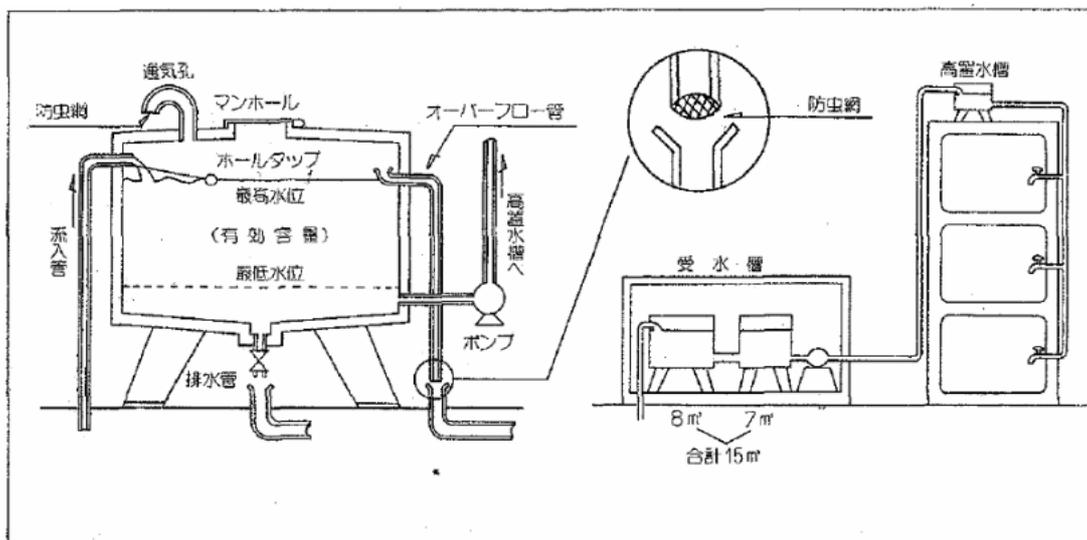


簡易専用水道とは

都や市などの水道から供給される水だけを水源として、その水を受水槽にため、ポンプで高置水槽に揚水（直接ポンプで給水するものもある）して各階に給水する水道で、受水槽の有効容量の合計 10m³を超えるものを簡易専用水道といいます。



ただし、工場などに設置しているもので、まったく飲み水として使用しない場合は水槽の容量が 10m³を超えても簡易専用水道には該当しません。

また、地下水（井戸水）を揚水して受水槽にため供給しているものは、簡易専用水道ではありませんが、101 人を超える居住者または一日最大給水量 20m³以上を給水する場合は、「専用水道」として別の規制を受けることがあります。

設置者の業務は

1 設置者は、届出用紙に記入し保健所へ届け出てください。届出用紙は保健所にあります。

2 衛生的な管理

設置者は、安全な水を供給するために、一定の管理をすることが義務付けられています。

なお、設置者が直接建物を管理しない場合は、実際に管理を担当する者（管理者）を決めて、管理にあたってください。

設置者が行う管理の主な内容は次のとおりです。詳しいことについては、保健所に相談して下さい。

事項	回数	摘要
水槽の清掃	年 1 回	専門の清掃業者に委託します
水槽の点検	月 1 回	(1) 水槽にヒビ割れがないか (2) 汚水等に汚染されていないか (3) 水槽内に異物の混入がないか

その他衛生的管理	月 1 回	(1) 通気孔、排水管部分の防虫網は完全か (2) 受水槽付近の整理整頓は完全か (3) マンホールの施錠は完全か
水の状態	毎日 1 回	末端給水栓（蛇口）で水の色・濁り・におい・味などに注意する
残留塩素測定	7 日以内に 1 回	残留塩素の測定は特に義務付けられていないが、水の衛生状態をみるうえで必要なので、末端給水栓において 0.1mg/l 以上あるかを測定する

- ・ 水槽の点検および残留塩素の測定などは、帳簿に記録し保存しておいてください。
- ・ 水槽などの点検で欠陥を発見したときは、速やかに改善してください。
- ・ その他、地震や凍結、大雨などで受水槽が汚染されるおそれがある場合は、速やかに点検してください。

3 水の状態を観察

毎日 1 回、末端の給水栓（蛇口）から透明なガラスコップに水を取り、透かして見て色や濁りがないか、また飲んでみて味に異常がないか、においをかいでみて塩素以外の変なにおいがないか調べてください。

もし異常があれば次のような原因が考えられます。

(1) 色がついている場合

赤褐色・・・一般に鉄サビですから、鉄管か鋼製タンクにサビが出ていないか調べてください。

白 色・・・気泡によることもありますが、しばらくおいても消えない場合は、亜鉛が溶出していることがあります。

その他の色は、濁りが原因であることがあります。

(2) 濁りがある場合

水槽などの汚れが原因となるので、水槽を調べ速やかに清掃してください。

(3) においがある場合

塩素のにおいがする場合は安全ですが、その他のにおいがするときは水槽の汚れが主な原因で、受水槽などに汚染物質が流入していることがあります。（例えば、汚水槽からの汚水の流入、マンホールからの油、薬剤などの混入）

(4) 味がある場合

水道水は無味ですが、もし味があるとすれば鉄サビその他の物質によるもので、においととも他に原因があります。

このような水の状態に注意して、異常があれば水質試験機関で必要な水質検査を行ってください。

4 設置者の検査を受ける義務

設置者は、毎年 1 回厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して衛生的管理についての検査を受けてください（有料）。

検査機関は、設置場所に出向いて次のような検査を行います。

(1) 水槽等の外観検査

水槽等の点検や、その周辺の状況についての検査

(2) 給水栓における水質の検査

色、濁り、におい、味の検査と残留塩素の測定

(3) 書類検査

設備等の関係図面、水槽の清掃の記録、その他管理の記録をチェック。

なお、この検査を受けないと罰則が適用されることがあります。

保健所の指導は

- 1 保健所では、設置者が適正に管理するため、必要に応じて管理状況について報告を受けたり、係員が設置場所や事務所に行って直接帳簿、水質、施設などを検査することがあります。
- 2 設置者の管理が不適切な場合は、清掃その他関係設備の補修などの改善命令を行うことがあります。
- 3 この改善命令に従わず、給水を継続して利用者の健康を害するおそれがある場合は、改善するまでの間給水停止を命ずることがあります。

汚染事故が起きた場合は

万が一にも事故が起きた場合は、次のような措置を速やかに取ってください。

- 1 給水を停止して、直ちに利用者に知らせるとともに、保健所へ連絡しその指示に従ってください。
- 2 給水停止中は、水道直結の蛇口などを利用して、飲み水を確保してください。
- 3 水が汚れた原因の除去、消毒、給水の再開等については保健所の指導に従ってください。

むすび

従来、受水槽をもつ水道については、専用水道やビル衛生管理法対象施設を除いて法律の規制対象になっていなかったため、ともすればその管理が十分に行われず、事故が発生していました。

このようなことから、昭和 52 年 6 月水道法の改正が行われ、これらの施設のうち受水槽の容量が 20m³を超えるものが簡易専用水道として法律の規制を受けることとなりました。さらに 20m³以下の受水槽をもつ小規模の施設でも、水質汚染事故の発生が多いことから昭和 60 年 11 月水道準施行令の一部が改正され、規制の対象が受水槽の容量が 10m³を超えるものに拡大されました。

設置者の方々は、受水槽の適切な管理を行うように心がけ、だれもが安心した生活ができるよう努めてください。

関係法令抜粋

■水道法

[用語の定義]

第3条第7項 「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

[簡易専用水道]

第34条の2 簡易専用水道の設置者は厚生労働省令で定める基準に従い、その水道の管理をしなければならない。

- 2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

■水道法施行令

[簡易専用水道の通用除外の基準]

第2条 法第3条第7項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10立方メートルであることとする。

■水道法施行規則

第4章 簡易専用水道

[管理基準]

第55条 法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期的に、行うこと。
- 2 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 3 給水せんにおける水の色、濁り、臭い、味、その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 4 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

[検査]

第56条 法第34条の2第2項の規定による検査は、1年以内ごとに1回とする。

- 2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。